

杉並区体育施設等に関する条例施行規則

昭和三十八年三月二十八日

教委規則第一号

改正	昭和四〇年	三月一九日	教委規則第 三号
	昭和四一年	五月三十一日	教委規則第 四号
	昭和四一年一〇月	一日	教委規則第 六号
	昭和四三年	二月一三日	教委規則第 二号
	昭和四三年	五月二二日	教委規則第 五号
	昭和四四年	六月二六日	教委規則第一八号
	昭和四五年	一月二二日	教委規則第 一号
	昭和四五年	三月二八日	教委規則第 五号
	昭和四八年	六月二六日	教委規則第 四号
	昭和五〇年	三月三十一日	教委規則第 四号
	昭和五一年	二月二日	教委規則第 四号
	昭和五一年	四月 一日	教委規則第 八号
	昭和五三年	四月 一日	教委規則第 九号
	昭和五四年	六月一五日	教委規則第一一号
	昭和五四年	九月二八日	教委規則第一五号
	昭和五五年	四月 一日	教委規則第 九号
	昭和五五年	五月二三日	教委規則第一一号
	昭和五六年	四月 一日	教委規則第一二号
	昭和五六年	七月二八日	教委規則第二〇号
	昭和五八年	二月二三日	教委規則第 二号
	昭和六〇年一二月	一〇日	教委規則第一三号
	昭和六一年	三月三十一日	教委規則第 六号
	昭和六二年	三月一六日	教委規則第 三号
	昭和六三年	三月一日	教委規則第 二号
	平成 二年	三月三十一日	教委規則第 六号
	平成 二年	八月 一日	教委規則第一二号
	平成 二年	八月一五日	教委規則第一四号
	平成 三年	三月一五日	教委規則第 六号
	平成 三年一二月	五日	教委規則第一七号
	平成 四年	五月二〇日	教委規則第 八号
	平成 五年一〇月	一五日	教委規則第一八号
	平成 五年一二月	二八日	教委規則第二三号
	平成 六年	三月三十一日	教委規則第 四号
	平成 八年	三月二九日	教委規則第 六号
	平成 九年	三月三十一日	教委規則第一三号
	平成 九年一二月	二六日	教委規則第二二号
	平成一一年	三月二日	教委規則第 三号
	平成一一年一二月	二七日	教委規則第一三号
	平成一二年	二月二四日	教委規則第 一号
	平成一三年	三月三〇日	教委規則第一二号

東京都杉並区体育施設条例施行規則(昭和三十二年四月杉並区教育委員会規則第二号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、杉並区体育施設等に関する条例(昭和三十二年杉並区条例第三号。以下

「条例」という。)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の申込み)

第一条の二 条例第四条の規定に基づき杉並区体育施設及び杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が所管する有料公園施設(以下「体育施設等」という。)を使用しようとする者、条例第五条第二項に規定する団体(以下「登録団体」という。)又は登録団体以外の団体は、別表第一に掲げるところにより使用申込書(第一号様式、第一号の二様式及び第一号の三様式)又は電話による音声応答サービスにより委員会に使用の申込みをしなければならない。ただし、委員会が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、体育施設等の一般使用の場合は、窓口において利用料金を納めたときに使用申込書を提出したものとみなす。

(使用の承認)

第二条 前条第一項の規定による使用の申込みについて、委員会が使用を承認するときは、使用承認書(第二号様式、第二号の二様式、第二号の三様式及び第二号の四様式)を、同条第二項の規定によるときは、入場券(第三号様式、第四号様式、第四号の二様式、第五号様式、第五号の二様式、第六号様式及び第七号様式)をそれぞれ交付する。

2 前項の規定により使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、体育施設等を使用するときは、使用承認書を呈示し、又は入場券を提出しなければならない。

(使用の取消し等)

第二条の二 使用者が、使用の取消しをしようとするときは、委員会に申出をしなければならない。

2 委員会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該各号に定める期間の範囲内で、体育施設等の使用の申込みの受付をしないことができる。

一 使用日の六日前以後に使用の取消しの申出をしたとき。 使用日の翌日から三十日

二 使用の取消しの申出をしないで、体育施設等を使用しなかつたとき。 使用日の翌日から九十日

(使用券の交付)

第三条 条例別表第五に規定する使用券(第八号様式)は、同表に規定する種類に応じた発行価格を納めた者に交付する。

(開場時間等)

第四条 体育施設等の使用区分及び開場時間(以下「開場時間等」という。)は、別表第二のとおりとする。ただし、別に定めるところにより開場時間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、開場時間等を臨時に変更することができる。

(休場日)

第五条 体育施設等の休場日は、別表第三のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、臨時に休場日を定めることができる。

(休場日の使用)

第六条 前条の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、別表第三に規定する休

場日に当該体育施設等を臨時に使用させることができる。

(照明設備の利用料金)

第七条 条例別表第四に規定する野球場、庭球場及び運動場の照明設備の利用料金は、別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録団体が使用する場合の照明設備の利用料金は、別表第四に定める額の二分の一に相当する額とする。

(使用料の納付時期の特例)

第七条の二 第六条ただし書に規定するこれにより難しい場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、納付の時期は、当該各号に定めるとおりとする。

一 第四条第一項ただし書の規定に基づき、開場時間を延長して使用する場合で、その使用する時間が別表第二に規定する開場時間の前であるとき。使用日の前日(前日が休業日に当たるときは、その日前その日に最も近い休業日でない日)まで。

二 使用者の事情により、使用料の納付ができない場合で、委員会が相当の理由があると認めるとき。使用の後委員会が指定した日まで。

(使用料等の減免)

第八条 条例第八条に規定する使用料若しくは利用料金の減額又は免除は、次のとおりとする。

一 区が自ら行政目的のために使用するとき。免除

二 官公署が直接、公益のために使用するとき。五割

三 公益法人その他の公共的団体が使用するとき。五割

四 区との共催で行う事業のために使用するとき。免除

五 区の後援で行う事業のために使用するとき。五割

六 条例第十七条に規定する公共的団体が使用するとき。免除

七 区内の中学生以下の幼児・児童・生徒の団体が蚕系の森公園運動場又は塚山公園運動場を使用するとき。免除

八 区内の中学生以下の幼児・児童・生徒の団体が使用するとき(蚕系の森公園運動場又は塚山公園運動場を使用するときを除く。)。五割

九 区内の心身障害者又はその団体が使用するとき。五割

十 満六十歳以上の区民が高井戸温水プール及び上井草温水プールを使用するとき。五割

十一 前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。免除

2 前項の規定は、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収して使用する場合は適用しない。ただし、徴収する入場料等の額が第十一条に規定する額以下の場合においては、この限りでない。

3 第一項の規定は、登録団体については適用しない。

4 第一項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとするときは、あらかじめ使用料減免願(第九号様式)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料等の還付)

第九条 条例第九条第一項ただし書又は同条第二項ただし書に規定する使用料又は利用料金を

還付することができる特別の事由とは、次の各号に掲げる場合をいい、それぞれ所定額を還付することができる。

- 一 天災地変等によつて使用することができなくなつたとき。 全額
 - 二 使用者の責任によらない理由で使用することができなくなり、委員会が相当の理由があると認めるとき。 全額
 - 三 委員会の都合によつて使用の承認を取り消したとき。 全額
 - 四 第一号及び第二号の場合において使用時間の二分の一を超過しないとき。 五割
 - 五 前各号に定めるもののほか、委員会がやむを得ない理由があると認めるとき。 全額
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、あらかじめ使用料還付願(第十号様式)を委員会に提出しなければならない。

第十条 削除

(入場料等の額)

第十一条 条例別表第三付記1ただし書及び条例別表第四付記1ただし書に規定する入場料等の額は、五千元とする。

(委任)

第十二条 この規則の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会教育長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 旧規則によつてなした手続その他の行為で、この規則の規定に相当する手続その他の行為は、新規則によつてなしたものとみなす。

附 則(昭和四〇年三月一九日教委規則第三号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

付 則(昭和四一年五月三十一日教委規則第四号)

この規則は、昭和四十一年六月一日から施行する。

付 則(昭和四一年一〇月一日教委規則第六号)

この規則は、昭和四十一年十月一日から施行する。

付 則(昭和四三年二月一三日教委規則第二号)

この規則は、昭和四十三年三月一日から施行する。

付 則(昭和四三年五月二二日教委規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四四年六月二六日教委規則第一八号)

この規則は、昭和四十四年七月一日から施行する。

付 則(昭和四五年一月二二日教委規則第一号)

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、使用申込書提出に関する第一条第一項第一号および第二号の規定は、この規定の施行日を使用日とみなした場合における当該各号に掲げる日から適用する。

付 則(昭和四五年三月二八日教委規則第五号)

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

付 則(昭和四八年六月二六日教委規則第四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されている者については、なお従前の例による。

附 則(昭和五〇年三月三十一日教委規則第四号)

- 1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、すでに使用を承認されているものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五一年二月一二日教委規則第四号)

- 1 この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、既に使用を承認されている者の使用日が、この規則による改正後の東京都杉並区体育施設条例施行規則第六条第一号の休館日等に当たるときの当該日の取扱いは、なお従前の例による。

附 則(昭和五一年四月一日教委規則第八号)

この規則は、昭和五十一年五月一日から施行する。

附 則(昭和五三年四月一日教委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年六月一五日教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年九月二八日教委規則第一五号)

この規則は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則(昭和五五年四月一日教委規則第九号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されているものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五五年五月二三日教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年四月一日教委規則第一二号)

- 1 この規則は、昭和五十六年六月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されているものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和五六年七月二八日教委規則第二〇号)

この規則は、昭和五十六年八月一日から施行する。

附 則(昭和五八年二月二三日教委規則第二号)

- 1 この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されているものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六〇年一月一〇日教委規則第一三号)

この規則は、昭和六十年十二月十五日から施行する。

附 則(昭和六一年三月三十一日教委規則第六号)

- 1 この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されているものについては、なお従前の例による。

附 則(昭和六十二年三月一六日教委規則第三号)

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されているものについては、なお従前の例による。
- 3 旧規則によつてなした手続その他の行為で、この規則の規定に相当する手続その他の行為は、新規則によつてなしたものとみなす。
- 4 この規則施行の際、現に存する用紙については、その残存期間、取り繕つてこれを使用することができる。

附 則(昭和六三年三月一一日教委規則第二号)

- 1 この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、既に使用を承認されているものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に存する用紙については、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

附 則(平成二年三月三一日教委規則第六号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成二年八月一日教委規則第一二号)

- 1 この規則は、平成二年十月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に存する用紙については、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

附 則(平成二年八月一五日教委規則第一四号)

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

附 則(平成三年三月一五日教委規則第六号)

この規則は、平成三年六月一日から施行する。

附 則(平成三年一二月五日教委規則第一七号)

- 1 この規則は、平成三年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区体育施設等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に存するものについては、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

附 則(平成四年五月二〇日教委規則第八号)

- 1 この規則は、平成四年六月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区体育施設等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により現に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、改正前の規則の様式による用紙で現に存するものについては、その残存期間取り繕つてこれを使用することができる。

附 則(平成五年一〇月一五日教委規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年一二月二八日教委規則第二三号)

この規則は、平成六年一月十一日から施行する。

附 則(平成六年三月三十一日規則第四号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成八年三月二十九日教委規則第六号)

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区体育施設等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(平成九年三月三十一日教委規則第一三号)

- 1 この規則は、平成九年六月一日から施行する。ただし、平成九年六月一日から同年七月三十一日までの使用日に係る使用の申込みについては、体育館の一般使用を除き、なお従前の例による。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の東京都杉並区体育施設等に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により現に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、改正前の規則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(平成九年一月二六日教委規則第二二号)

- 1 この規則は、平成十年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の杉並区体育施設等に関する条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加えてこれを使用することができる。

附 則(平成十一年三月二日教委規則第三号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年一月二七日教委規則第一三号)

- 1 この規則は、平成十二年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の杉並区体育施設等に関する条例施行規則の規定は、平成十二年四月一日以後の使用に係る手続について適用し、同日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の杉並区体育施設等に関する条例施行規則第一号様式から第一号の三様式、第九号様式及び第十号様式の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成十二年二月二四日教委規則第一号)

この規則は、平成十二年三月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中上井草運動場に係る部分、別表第四の改正規定及び別表第五の改正規定は、同年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月三〇日教委規則第一二号)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第一条による改正前の杉並区体育施設等に関する条例施行規則及び第三条による改正前の杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則の様式に

よる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第一(第一条の二関係)

種別	申込手続		
施設区分	区が自ら行政目的のために使用するとき、区との共催若しくは区の後援で行う事業のために使用するとき、条例第十七条に規定する公共的団体が使用するとき又は委員会が特に必要と認めたととき。	登録団体が使用するとき。	個人及び登録団体以外の団体が使用するとき(一般使用を除く。)
野球場 庭球場 運動場 ゲートボール場 会議室 弓道場、体育館、小体育室、武道場及びプールの貸切り使用	使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の六月前の月の一日から。	使用日の属する月の三月前の月の六日から。	使用日の属する月の二月前の月の六日から。

付記

- 1 区内に住所を有する者及び区内に勤務先又は通学先を有する者の庭球場の申込手続は、使用日の属する月の三月前の月の六日からとする。
- 2 プールの貸切り使用の申込手続は、使用日の八日前までとする。

別表第二(第四条関係)

施設区分	使用区分	開場時間	摘要
野球場	松ノ木運動場	一面(夜間照明付)	午前九時から 午後九時まで

	下高井戸運動場	二面(夜間照明付)		
	上井草運動場	四面	午前九時から 午後五時まで	
	塚山公園運動場	少年用野球場一面	四月一日から十月三十一日 までの期間 午前九時から 午後五時まで 十一月一日から翌年三月三十一日 までの期間 午前十時から 午後四時まで	
庭球場	松ノ木運動場	六面(夜間照明付)	午前九時から 午後九時まで	
	上井草運動場	四面(夜間照明付)		
	妙正寺体育館	二面	午前九時から 午後五時まで	
弓道場	上井草運動場	六人立	午前九時から 午後九時まで	
運動場	下高井戸運動場	全面、半面(夜間照明付、野球場と兼用)	午前九時から 午後九時まで	

	蚕糸の森公園運動場	一面	<p>四月一日から十月三十一日までの期間</p> <p>午前九時から 午後五時まで</p> <p>十一月一日から翌年三月三十一日までの期間</p> <p>午前十時から 午後四時まで</p>	
	井草森公園運動場	全面 半面	<p>土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号。以下「祝日法」という。)に規定する休日</p> <p>午前九時から 午後五時まで</p>	
	上井草運動場	全面、半面(野球場と兼用)	<p>午前九時から 午後五時まで</p>	
体育館	高円寺体育館	全面 半面 四分の一面	<p>午前九時から 午後九時まで</p>	
	妙正寺体育館	全面 半面 四分の一面		
	大宮前体育館	全面 半面 四分の一面		
	永福体育館	全面 半面 三分の一面		

	荻窪体育館	全面 半面 四分の一面		
	上井草体育館	全面 半面 三分の一面 四分の一面 六分の一面		
小体育室	高円寺体育館 荻窪体育館		午前九時から 午後九時まで	
	上井草体育館	全面 半面		
武道場	荻窪体育館	全面 半面	午前九時から 午後九時まで	
プール	和田堀公園 プール	五〇メートル (ハコース) 一基 二五メートル (五コース) 一基 幼児用プール 一基	七月一日から九月十日まで の期間 午前九時から 午後六時まで	和田堀公園プール は、七月二十日から 八月三十一日までの 期間、午後八時まで とする。
	関根文化公園 プール	二〇メートル (六コース) 一基 幼児用プール 一基		

	阿佐谷けやき公園プール	二五メートル(八コース) 一基 幼児用プール 一基		
	高井戸温水プール	二五メートル(六コース) 一基 幼児・子ども用プール 一基	午前九時から 午後九時まで	
	上井草温水プール	二五メートル(六コース) 一基 幼児・子ども用プール 一基		
トレーニングルーム	上井草体育館		午前九時から 午後九時まで	
ゲートボール場	上井草運動場	二面	午前九時から 午後五時まで	
会議室	上井草体育館	二室	午前九時から 午後九時まで	

別表第三(第五条、第六条関係)

施設区分	休場日		
	定例休場日	年始	年末
上井草体育館 上井草運動場 上井草温水プール	毎月第三木曜日	一月一日から 同月四日まで	十二月二十八日から 同月三十一日まで
荻窪体育館 下高井戸運動場	毎月第三水曜日		

高井戸温水プール	毎月第三月曜日		
その他体育施設等			

付記

- 1 井草森公園運動場の休場日については、年始年末のうち、委員会が有料施設として管理する条例別表第二付記に規定する日とする。
- 2 定例休場日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その翌日を定例休場日とする。

別表第四(第七条関係)

施設区分	施設名	使用区分		照明設備利用料金
野球場	下高井戸運動場	一時間につき	一面	三、二〇〇円
	松ノ木運動場			
庭球場	松ノ木運動場	一時間につき	一面	二〇〇円
	上井草運動場			
運動場	下高井戸運動場	一時間につき	全面	六、四〇〇円
		一時間につき	半面	三、二〇〇円

付記

使用者が入場料等を徴収する場合の照明設備の利用料金は、規定利用料金の五割に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が第十一条に規定する額以下の場合については、この限りでない。

[第一号様式](#)(第一条の二関係)

[第一号の二様式](#)(第一条の二関係)

[第一号の三様式](#)(第一条の二関係)

[第二号様式](#)(第二条関係)

[第二号の二様式](#)(第二条関係)

[第二号の三様式](#) (第二条関係)

[第二号の四様式](#) (第二条関係)

[第三号様式](#) (第二条関係)

[第四号様式](#) (第二条関係)

[第四号の二様式](#) (第二条関係)

[第五号様式](#) (第二条関係)

[第五号の二様式](#) (第二条関係)

[第六号様式](#) (第二条関係)

[第七号様式](#) (第二条関係)

[第八号様式](#) (第三条関係)

[第九号様式](#) (第八条関係)

[第十号様式](#) (第九条関係)